

総社市子ども・子育て支援事業計画の概要

- ・平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が27年度から施行され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ります。
- ・この計画は、今後の未就学児童に対する学校教育、保育及びすべての子どもに対する子育て支援の方向性を示したものです。
- ・総社市では、子どもの最善の利益を価値基準として事業を進めていきます。

子ども・子育て支援法に基づく事業計画

学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する5年を1期とする計画

- ◆質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - ☆幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ、認定こども園の普及を推進します。また、学校教育・保育・子育て支援に携わる職員の体制強化を図り、学校教育・保育の質を高めます。
- ◆待機児童の解消
 - ☆認定こども園、保育所を中心に、小規模保育などの多様な保育事業も充実させ待機児童の解消を図ります。
- ◆地域での子ども・子育て支援の充実
 - ☆共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭のために、「乳児家庭全戸訪問」や「一時預かり」、「地域子育て支援拠点」など地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

次世代育成支援対策推進法に基づく事業計画

- 「次世代育成支援行動計画」を継承する計画
 - ☆子どもの権利擁護
 - ☆地域における子育ての支援
 - ☆子どもの健康の確保及び増進
 - ☆子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - ☆障がいのある子どもへの支援
 - ☆ワーク・ライフ・バランスの推進 など

子ども・子育て支援新制度利用の流れ

新制度では、お住まいの市町村による保育の必要区分に応じて、施設や事業の利用先が決定されます。

＜1号認定＞教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合

【利用先】幼稚園、認定こども園

＜2号認定＞満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合。

【利用先】保育所、認定こども園

＜3号認定＞満3歳未満・保育認定

お子さんが3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合。

【利用先】保育所、認定こども園、地域型保育事業

事業計画の方向性

- ☆待機児童の解消に重点を置き、保育所定員枠の拡大と公立幼稚園の空き教室等を利用しての小規模保育の実施及び事業所内保育の支援を図る。
- ☆認定こども園の普及に取り組み、公立保育所を認定こども園へ移行するとともに、公立幼稚園を社会福祉法人へ譲渡(売却・無償貸与)し、私立認定こども園として運営することを目指します。
- ☆地域子育て支援拠点事業については、特色のある事業として利用状況に応じて充実を図ります。

総社市子ども・子育て支援事業計画工程表

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度～36年度	
計画の期間	第1期総社市子ども・子育て支援事業計画					第2期事業計画	
	年度ごとに見直し					第2期計画期間	
幼児期の学校教育・保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ☆保育所定員枠の拡大 ☆公立保育所と公立幼稚園を幼保連携型認定こども園として一体的に整備 ☆公立幼稚園の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園への移行検討 ・空き教室を利用した小規模保育の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ☆公立保育所と公立幼稚園を幼保連携型認定こども園として一体的に整備 ☆公立幼稚園の社会福祉法人への譲渡等の検討 			第2期事業計画の策定	→
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ☆利用者支援事業を開始 ☆地域子育て支援事業の充実と見直し ☆放課後児童クラブの受入年齢の拡大に伴う学校施設活用の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ☆各事業の利用状況に応じて確保方策を検討 				→
次世代育成支援行動計画を継承する事業	<ul style="list-style-type: none"> ☆子どもの権利擁護 ☆地域における子育ての支援 ☆子どもの健康の確保及び増進 ☆子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ☆障がいのある子どもへの支援 ☆ワーク・ライフ・バランスの推進 など 						→